

KAWANO

PRESS

 令和 3年
8月2日発行

No.85

発行元：
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10

Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753
Mail:info@ubc-net.com
URL:http://ubc-net.com



令和5年10月1日から導入、インボイス制度



インボイスとは？

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、取引内容や消費税率、消費税額などの記載要件を満たした請求書などを発行・保存しておくという制度です。要件を満たした請求書の保存が、仕入側の消費税の仕入税額控除を受ける要件となります。

適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、税務署長に登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。



インボイス制度が必要な背景

【消費税の仕組み】

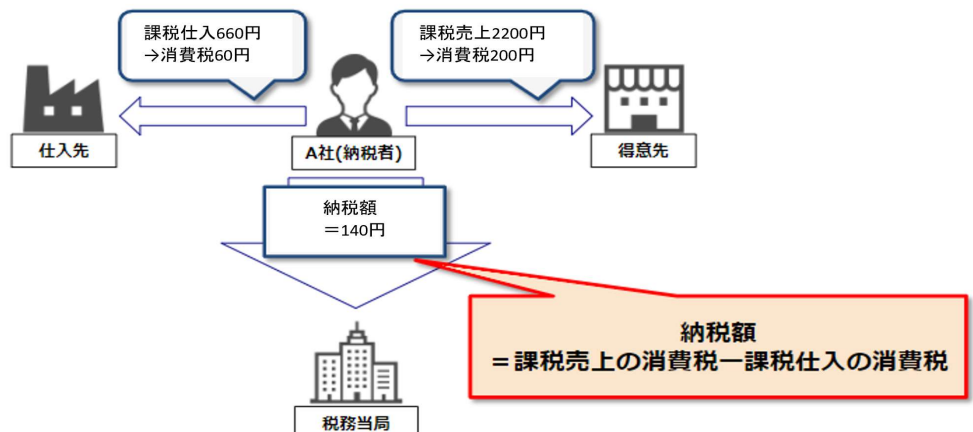
その課税期間（個人事業者は暦年、法人は事業年度）の基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の納税義務者（課税事業者）となります。基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、その課税期間においては課税事業者となります。

消費税は、生産、流通などの各取引段階で二重、三重に税がかかることのないよう、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除し、税が累積しない仕組みとなっています。

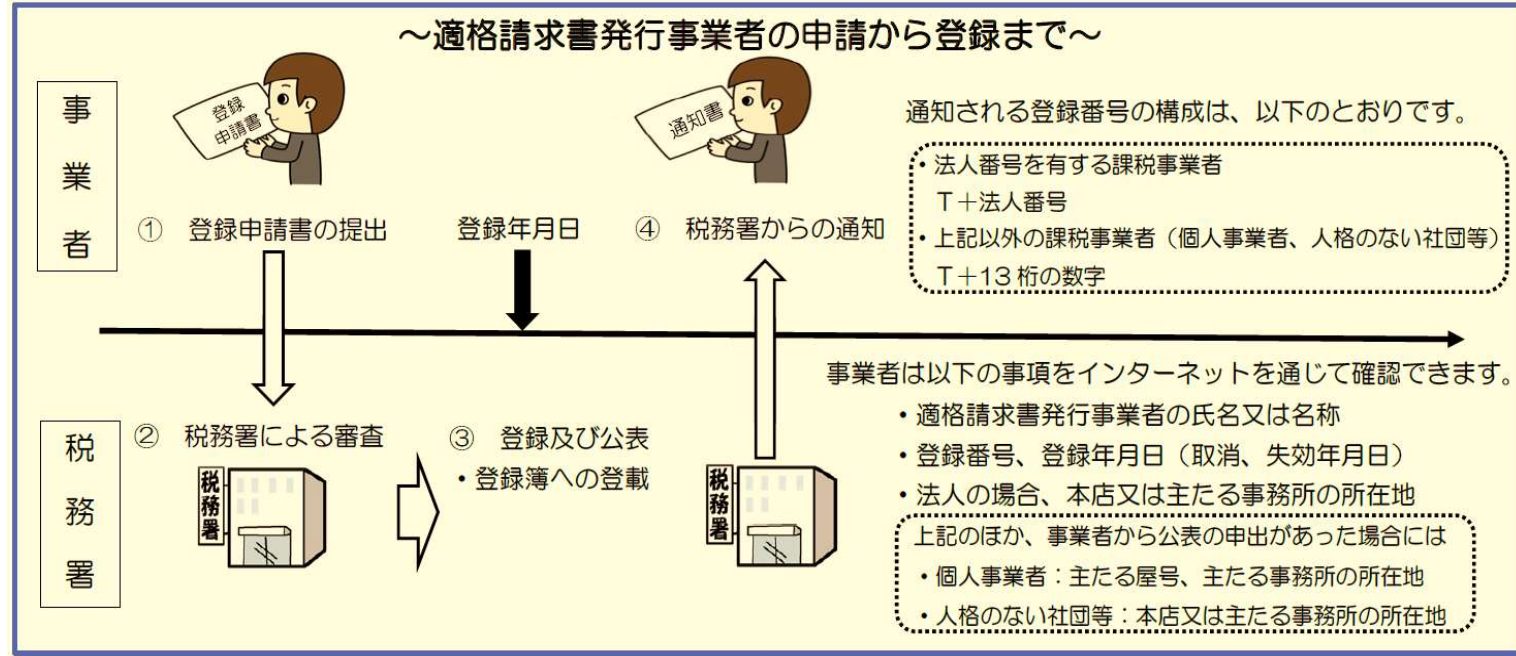
【消費税の納税における請求書の役割】

「売上から一時的に受け取った消費税額」から「自分が支払った消費税額」は差し引いて納税することが認められています（これを「仕入税額控除」と言います）。このとき、「自分が支払った消費税額」を正確に把握するために利用されるのが請求書です。そのため、請求書には正確に消費税額が把握できるような情報が必要であることはもちろん、法律上保存しておくことが求められるのです。

【消費税計算の仕組】

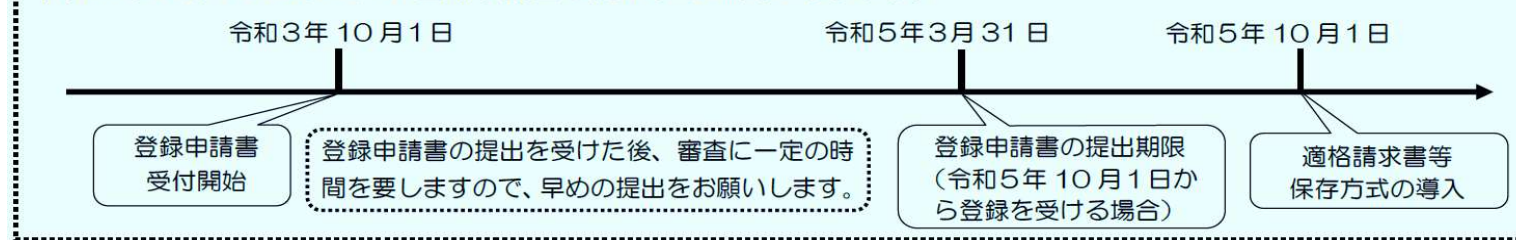


check 令和3年10月より受付開始、適格請求書発行事業者の登録スケジュール



《登録申請のスケジュール》

登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで（ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。



check 免税事業者はどうなる？

現行の消費税の制度においては仕入先が課税事業者か免税事業者かに関わらず、すべての課税仕入れに対して一律に消費税が課税されているものとして仕入税額控除を行っています。つまり、仕入先の免税事業者が預かった消費税を納めていなくても仕入税額控除の対象となり、国に納められていない消費税が仕入税額控除として控除されていることとなります。

今回のインボイス制度導入後は、前述の登録を受けた課税事業者である適格請求書発行事業者が交付する「適格請求書」の保存がある場合に限り仕入税額控除が可能となります。

よって、事業者としては仕入税額控除が適用できないと納付する消費税が増加することとなるため、適格請求書を発行できない免税事業者との取引が回避される可能性があることから、免税事業者にとっては適格請求書発行事業者となるため、あえて課税事業者になるかどうかの判断を検討する必要があります。

check 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置

インボイス制度導入後も、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る仕入税額控除がすぐに認められなくなるわけではありません。

区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等およびこの経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額控除相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

期間	割合
令和5年10月1日～令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日～令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

check 免税事業者が登録事業者になるには？

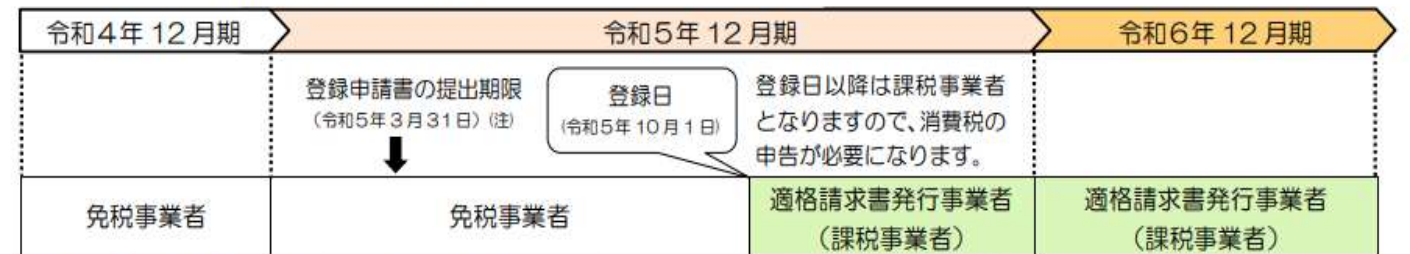
免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請書に加えて「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

(1) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の場合（経過措置の適用を受ける場合）

(例) 12月決算の法人で、令和5年10月1日から登録を受ける場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

また、登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要になります。



(注) 令和5年3月31日までに提出することが困難な事情がある場合は、令和5年9月30日まで

(2) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以降の場合

(例) 12月決算の法人で、課税事業者となった課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書の提出が必要となります。



check インボイス制度導入後に発行する請求書は今と何が変わる？

現行の区分記載請求書と適格請求書（インボイス）の記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月	<インボイス> 令和5年10月～
<p>請求書</p> <p>〇〇株式会社 株式会社△△</p> <p>●年●月分</p> <p>■月▲日 割りばし 550円 ■月▲日 牛肉 ※ 5,400円</p> <p>合計 43,600円 (10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円)</p> <p>※は軽減税率対象</p> <p>【記載事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 請求書発行事業者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容（軽減対象税率の対象品目である旨） ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 	<p>請求書</p> <p>〇〇株式会社 株式会社△△(T.1234...)</p> <p>●年●月分</p> <p>■月▲日 割りばし 550円 ■月▲日 牛肉 ※ 5,400円</p> <p>合計 43,600円 10%対象 22,000円 内税 2,000円 8%対象 21,600円 内税 1,600円</p> <p>※は軽減税率対象</p> <p>【記載事項】</p> <p>区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 登録番号 (課税事業者のみ登録可) ② 適用税率 ③ 税率ごとに区分した消費税額等

適格請求書交付の方法や留意点は、UBC情報にて今後も掲載いたします。（参考：国税庁HP）
ご不明な点は、各担当者までお問い合わせください。